

コロナ禍における宿泊業における支援メニュー

	令和3年4月1日時点	令和4年1月22日時点	変更点等
■ 金融支援			
1		実質無利子・無担保融資	3年間実質無利子・最長5年間元本据置 公庫(国民) 最大6千万円 公庫(中小)・商工中金 最大3億円
2	月次支援金		
3	新型コロナウイルス感染症特別貸付		
4	新型コロナウイルス対策マル経融資		
5	危機対応融資		
6	特別利子補給制度		
7	セイフティネット貸付の緩和		
8	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付		
9	新型コロナウイルス対策衛経融資		
10	特別利子補給制度		
11	衛生環境激変対策特別貸付		
12	既往債務の借換		
13	小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等		
14	中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業		
15	セイフティネット(4号・5号)		
16	危機関連保証		
17	伴走支援型特別保証制度		
18	経営改善サポート保証(感染症対応型)		
19	危機対応融資		
20	資本性劣後ローン		
21	新型コロナ特例リスケジュール		
22	金融機関等への配慮要請		

	令和3年4月1日時点	令和4年1月22日時点	変更点等
■ 雇用等支援			
23	雇用調整助成金(非正規も対象) 特例措置は、令和4年3月末まで		一定の要件を満たす場合 休業手当等の 最大 10/10 を助成(日額最大 15,000円)
24	産業雇用安定助成金		出向中の費用を出向元・先双方に 最大で中 小は 9/10 、大企業は 3/4 助成(日額最大 12,000円 (出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用 1人当たり最大 15万円 助成
25	トライアル雇用助成金		3か月の試行雇用期間中 一人当たり月額 4万円 助成(短時間労働は月額 2.5万円)
26		事業復活支援金	2021年11月~2022年3月のいずれかの月の 売上高が 50%以上または30%~50%未満減 少した事業者 売上高50%以上の減少:上限 法人250万円,個 人50万円 売上高30%~50%未満の減少:上限法人150万 円,個人30万円 ※法人の上限額は、売上高に応じて3段階
27	宿泊事業者感染防止対策等 支援事業		国交省及び都道府県が支援(事業者に好 評) 感染症対策に資する物品の購入等(サー モグラフィ、アルコール噴霧器等)及び ワーケーションスペースの設置等に関す る経営費に対して1/2補助(1施設当たり 上限額500万円、下限5万円) 令和4年1月7日まで (厚労省が承認した抗 原定性検査キットの購入を除く)
28	緊急事態宣言の再発令に伴 う中小企業者に対する支援 (一時金)		

	令和3年4月1日時点	令和4年1月22日時点	変更点等
29	持続化補助金		小規模事業者に 最大 100万円 まで 3/4 補助 さらに緊急事態宣言の影響で 令和3年1~9月のいずれかの月の売上が30%以上減なら 補助金総額に占める感染防止対策費の上限を 最大25万円→最大 50万円 に引上げ
30	事業再構築補助金		新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、上限1億円までを 最大 2/3 (中堅は 1/2)で補助 さらに時短営業の飲食店や外出自粛の影響で 令和3年1~9月のいずれかの月の売上が30%以上減なら 補助率を 3/4 (中堅は 2/3)に 引上げ (上限1,500万円)
31	ものづくり補助金		対人接触機会の減少に資する 製品・サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援 最大 1,000万円 まで 2/3 補助
32	IT導入補助金		
■ 租税公課等支援			
33	固定資産税・都市計画税の減免		
34	納税の猶予の特例		
35	欠損金の繰戻し還付		
36	厚生年金保険料等及び労働保険料等の納付猶予		
37	国民健康保険・介護保険等の納付猶予		
38	国民年金保険料の免除		
39	取引先の賃料を免除した場合の損失の税務上の取扱いの明確化		
40	簡易課税制度の適用に関する特例		

	令和3年4月1日時点	令和4年1月22日時点	変更点等
41	消費税の課税事業者を選択する(やめる)届出等の特例		
42	中小企業経営強化税制の拡充		

	令和3年4月1日時点	令和4年1月22日時点	変更点等
■ 需要喚起等支援			
43		Go To トラベル事業	ワクチン接種証明等の活用による安全・安心の確保を前提とした仕組みとともに、新たな観光需要喚起策を実施
44	地域観光事業支援（県民割） 実施期間:令和3年10月1日～令和4年3月10日		居住地と同一県内の旅行・隣接都道府県からの旅行者による県内旅行を支援／感染防止対策等を実施する宿泊事業者を支援
45	地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業		
46		地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化	前提として「地域計画」を作成し、それに基づく観光地の宿泊施設の大規模改修、景観改善等に資する廃屋撤去支援等に最大1億円補助
■ その他			
47	大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業		中小企業等の高機能換気設備及び同時に導入する空調設備の導入費用に対して2/3補助※ ※施設のCO2排出量の削減が必要
48	電気・ガス、水道・下水道、固定電話・携帯電話等に係る料金等の支払猶予等の要請		